

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
 平成29年度（2017年）に資格更新をする者（全国・地区・都道府県）

	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年	
	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1
	(29年度)		(30年度)		(31年度)		(32年度)		(33年度)		(34年度)	
現在の有効期限	→											
① 2017年3月31日以前の者 (未更新者降格)	→ (都道府県・地区協で、審判員講習を1回以上受講してから再受審)											
② 2018年3月31日の者 (期限内に更新)	0年		1年		2年		3年		新有効期限 (2021. 3. 31)			
③ 2019年3月31日以降の者 (期限内に更新)	0年		0年		1年		2年		3年		新有効期限 (2022. 3. 31)	

- (注) 1. ②の者は平成29年度内に更新をしなれば、平成30年4月1日以降は降格となる。
 2. 平成29年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)
 3. 2020年3月31日が有効期限の者が平成29年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2022年3月31日となる。